

日亜グループ人権方針

人権尊重は持続可能な事業を展開していくうえで企業にとって最重要責務のひとつです。日亜グループにおいても、すべてのステークホルダーの人権を尊重し、いかなる人権侵害にも加担しないための取組を推進するため、「日亜グループ人権方針」を策定します。

本方針は日亜グループの事業活動における人権尊重への取り組みに関する全ての文書・規範の最上位に位置づけられるものです。本方針は、世界中で日亜グループが行うあらゆる活動に適用されます。

1. 人権の尊重

国際的に認められている基準および事業活動を行う国・地域の法令を遵守します。

また、国際人権章典、国際労働機関（ILO）の労働における基本的原則および権利に関する宣言、国連グローバルコンパクトの人権原則および労働原則、国連ビジネスと人権に関する指導原則、OECD 多国籍企業行動指針等の国際規範に表明されている人権を尊重します。

万が一、事業活動を行う国の法規制と国際的な人権範囲が異なる場合は、より高い水準に従い、国際的に認められた人権を最大限尊重する方法を追求します。

2. 人権デュー・ディリジェンス

日亜グループは、国連ビジネスと人権に関する指導原則をはじめ、国際的な基準・ガイドラインに則り、事業活動に関係する人権への負の影響を特定、予防、軽減するために、人権デュー・ディリジェンスを推進します。人権デュー・ディリジェンスが理解され、効果的に実施されるよう、役員及び従業員に対して適切な教育及び状況の確認を定期的・継続的に行っていきます。事業活動において、人権に負の影響を引き起こした、または助長したことが確認された場合、速やかに適切な是正措置を実施します。

3. 事業活動における重要な人権課題

日亜グループは、本方針に基づき、人権に関する重要テーマを「優先取り組み課題」として定め、これらに対して適切かつ継続的な活動を行います。また、これらのテーマは、社会環境の変化や事業の進展に応じて、必要に応じた見直しを行い、常に最適な形で推進します。

4. ステークホルダーエンゲージメント

福利厚生および職場環境等に関する従業員のニーズを把握するために、従業員のフィードバックを収集する仕組みを導入し、フィードバックに基づく対策を検討します。

また、サプライチェーンを通じて、ビジネスパートナーにおいてもこの方針が尊重さ

れる社会の実現を要請し、支援します。本方針に関する不遵守が発見された場合は、相応の期間にその是正が行われるよう働きかけを行います。

5. 救済

本方針の違反や違反疑いが発生した場合に、全ての関係者が匿名でも使用可能な通報窓口を設けます。通報受付後は速やかに公正な調査を行い、違反行為が明らかとなった場合は是正措置および再発防止策を講じます。通報者等に対し、調査結果および是正結果について通知を行います。対応においては機密性の確保に努めます。通報者や被害者を保護し、報復や不利益な取り扱いを一切禁止します。

尚、人権の取組みに関しては人権 D.D. 委員会にて推進され、当方針は委員会により定期的に見直しの要否を検討し、必要に応じて見直しを図ってまいります。

2026 年 2 月 25 日 日亜化学工業株式会社 代表取締役社長 小川 裕義